

韓国における改正国民基礎生活保障法の特徴と課題

—オーダーメイド型個別給与は、福祉の死角地帯を解消したのか—

西 村 憲 次

1. はじめに

(1) 福祉の死角地帯解消を目的とした制度改正

改めて「福祉の死角地帯」の存在とその深刻さを知らしめ、国民基礎生活保障法の改正を促すきっかけとなった事件が、松坡（ソンパ）三母娘自殺事件である。

これは2014年2月に、ソウル市松坡（ソンパ）区のある半地下の部屋で生活していた母親（60代）が「家主のおばさんには本当に申し訳ありません。最後の家賃と公共料金です」という手紙と、現金70万ウォンの入った封筒を残し、2人の娘とともに自殺した事件だ。事件の12年前に父親が癌で死亡。30代の2人の娘には、不良債権があり、また長女は健康状態が悪く、安定した仕事に就くことができなかった。家計を支えた母親も食堂で働いていたが、怪我をして働けなくなった。そのため、さらに生活は困難になったが、福祉制度にはつながらないまま死に至った事件であった。

韓国では、このような関係者が心を痛める事件が発生しており、生活が困難に陥っても、福祉制度自体を知らなかったり、制度を申請しても要件に合わずに利用できないといったいわゆる「福祉の死角地帯」の解消が大きな課題となっている。

そのため、「死角地帯」の解消を目的に、選定基準の変更や受給要件を

緩和するなどの制度改革が行われてきている。

(2) 国民生活のセーフティネットとしての国民基礎生活保障制度

韓国において国民生活の最後のセーフティネットは、日本の生活保護制度に相当する国民基礎生活保障制度である。この制度は、1999年に成立し、2000年10月から施行された。そして、2014年12月に、大幅改正が行われた。

この改正によって、①受給者の選定基準が、最低生計費を基準としていたものから国民の中位所得という相対的な選定基準に変更され、②7つの給与¹のうち、4つの給与は、単独で受給できるようになった。つまり、「パッケージ」方式による支給から、「ニーズ」に応じて受給する、「オーダーメイド」方式に変更されたのである。

本稿は、この制度改革の特徴と成立過程での論点、改正後の課題について整理する。

なお、末尾に参考資料として条文翻訳を掲載する。

2. 2000年スタートの国民基礎生活保障制度の概要

(1) 生活保護法から国民基礎生活保障法へ

韓国では、1961年に生活保護法がスタートした。生活保護法は年齢要件があり原則、労働能力を有する者を排除していた。その後、1982年に、全面的な改正が行われ、数次にわたって改定された。しかし生活保護法は「貧困は個人の責任」とする考え方を基本としていたため、権利性が不十分であった。

1 日本の法律においては、「保護」「給付」であるが、韓国語を直訳した「給与」という用語を使用する。

なお、国民基礎生活保障制度受給者は、2018年度174万人、受給率は3.4%である (www.mohw.go.kr)

韓国では、1997年のIMF通貨危機以降、新自由主義的傾向が強まり、労働者間の競争が激化し、非正規労働者・派遣労働者が大量に増え、リストラや企業倒産なども発生した。とりわけ、勤労貧困層が大量に創出され、貧困問題が深刻化し、「所得の両極化」といわれる所得格差も大きく広がり、自殺率も高くなった。このため、制度を抜本的に改善しようとする世論が高まり、参与連帯などの多くの市民団体や社会運動団体、宗教団体による国民基礎生活保障法制定運動が展開されて、1999年9月7日に生活保護法に代わり、国民基礎生活保障法が制定され、約1年間の準備期間を経て2000年10月からスタートした。

(2) 貧困は個人の責任ではなく社会の責任で解決

2000年10月に施行された国民基礎生活保障制度は、制度の理念・趣旨を大きく転換し、受給にあたり年齢要件や労働能力の有無は問わないことや、実施主体の保障責任なども盛り込まれた。

特に法第2条（定義）において、給与を受けられる資格を持つ国民を受給権者とし、申請して給与が決定された者を受給者とするなど、受給に対する国民の「権利」が明確化された。

(3) 受給資格要件の特徴

国民基礎生活保障制度を受給するためには、所得認定基準と扶養義務者基準の二つの要件を満たさなければならない。

日本の生活保護制度と同様に資産要件があるが、韓国の制度は、資産は、一般財産、住居用財産、金融財産、自動車に別けて、それぞれ異なる比率で所得に換算して所得認定額に反映するという独特の仕組みを採用している。

もう一つの要件は、「扶養義務者基準」である。

扶養義務者基準とは、どんなに生活が困難であっても、その人の家族に

一定の所得・資産があれば、家族が優先的に扶養する義務を負い、給与が受けられないという基準である。この基準は「福祉の死角地帯」を生み出す要因の一つと考えられており、数次の改正を受けて現制度の扶養義務者基準の範囲は、受給権者の1親等の直系血族及びその配偶者としている。ただし死亡した1親等の直系血族の配偶者は扶養義務者から除外されている。

基礎生活保障制度の給与を受給するためには、本人の所得が基準以下であるに加えて、扶養義務者がいないか、あるいは扶養義務者がいても扶養能力がないか微弱であるという基準を満たさなければならない。

また稼働年齢層については、労働能力判定を受けて、労働能力があると判定された場合は、自活支援事業による就労支援プログラムに参加することが義務づけられている。

3. 制度改革の方向性

(1) 貧困問題の深化と制度改革の方向

国民基礎生活保障法改正にあたり、政策提起を行ってきた韓国保健社会研究院のノ・デミョン氏は、通貨危機以降の韓国における貧困問題の特徴について、貧困層の量的拡大と構成変化の側面から、①貧困率が大きくアップしたこと、②高齢者の貧困問題の深刻化、③勤労者貧困問題の3点を挙げている²。

①統計庁の発表では、2013年に韓国の貧困層は人口の14.6%、約733万人に達し、また通貨危機以後、1999年～2013年の平均貧困率は11.8%と依

2 ノ・デミョン「基礎生活保障制度の現状と課題」保健福祉フォーラム、2015年1月（韓国保険社会研究院）p27-28 原文：노대명 기초생활보장제도의 현황과 과제・보건복지포럼（2015.1.）

然高く、高貧困状態が長期にわたり、維持されて、抜け出せない状態にある。

- ②高齢者の貧困については、韓国の高齢者の貧困率はOECD加盟国のうち最も高く、2013年現在48.0%に達し、また2013年の高齢者の自殺率は10万人当たり64.2人で、1990年の14.3人に比べて約4.5倍に増加した。財政拡大を通じた老後所得保障体系の強化が避けられない。
- ③勤労者の貧困については、通貨危機以降、大量失業により勤労年齢層での貧困問題が深刻化し、彼らが扶養していた高齢者や障害者もまた貧困になった。勤労貧困層の発生は、将来の高齢者の貧困層を増加させる原因であり、また働く貧困層の増加は、様々な事件・事故を通じて社会全体に大きな影響を及ぼしてきた。勤労貧困層問題の解決に向けた雇用・福祉連携の強化が必要である。

ノ・デミョン氏は、このような貧困問題の状況を見通した上で、基礎生活保障制度の改編作業を進めなければならないとしている。

(2) 最低生計費と中位所得選定基準との関係

国民基礎生活保障制度の目的は生活が困難に陥った者に対して最低生活を保障することにある。「最低生計費」は中央生活保障委員会の審議決定し、保健福祉部長官が公表してきた。2000年に施行された国民基礎生活保障法では、最低生計費の決定方法については、マーケットバスケット方式を採用して3年ごとに計測調査が行われてきた。しかし、中央生活保障委員会で最低生計費を最終的に審議・議決する過程で、予算などに合わせてマーケットバスケットの品目などが再調整されているのではないかという指摘などもあり³、市民団体、当事者団体は、水準が非現実的だと主張し

3 キム・ジョンス「社会保障委員会の国民基礎生活保障法改正案に対する批判的検討」p.92-93 김중수 사회보장위원회 국민기초생활보장법 개정안에 대

てきた⁴。

キム・ジョンス氏（弁護士）は、改正に伴う選定基準の変更については、①最低生計費の決定における政治的影響または、予算的制約から免れる可能性があるという長所があり、②こうした長所を活かすためには国会で給与基準を決めることが妥当で、たとえ具体的な給与基準を中央生活保障委員会で決めるとしても最低限、法律に最低保障水準を規定して法的権利性を確保しなければならない。③中央生活保障委員会が具体的な給与水準を定める重要な役割を担当することになれば、社会的合意が得られるように中央生活保障委員会の委員構成を変更しなければならないと指摘した。

また、相対的所得水準方式を使用する場合、実質的な最低生活が保障されるように、最低生計費を計測し公表する制度を維持して、最低保障水準が最低生計費以上になるようにしなければならないとの指摘も行った⁵。

（3）オーダーメイド型制度改編への市民団体等の反応

政府は、2010年を前後して国民基礎生活保障法の見直しに着手して、貧困政策制度改善企画団を通じて国民基礎生活保障法の改正を検討してきた⁶。

2013年に当時の朴槿恵政府は、統合給与から個別給与に転換し、受給者をその当時140万人から220万人へと80万人増やす制度改正案を提示した⁷。

ㄴ 한 비판적 검토 사회보장법학 제3권 제2호 2014.12

4 김·윤영 「改正国民基礎生活保障制度（オーダーメイド型個別給与）1年、評価および改善要求案」2016年8月19日 p16原文：김윤영 개정 국민 기초생활보장제도(맞춤형 개별급여) 1년 평가 및 개선요구안 맞춤형 개별급여 1년, 국민기초생활보장제도 평가와 개선과제토론회

5 김·조너스 前掲書 3p103-105

6 김·윤영 前掲書 4p34

7 한겨레新聞2013年5月14日付 原文：한겨레 http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/587424.html

市民団体や専門家は、個別給与などの改編案の基本的な方向と受給者の拡大方向については、歓迎する一方で受給者が受けとる給与額が減るなどの問題が起きるのではないかと懸念を示した。例えば参与連帯は、「勤労能力者を受給者から排除して、生計給与と医療給与予算から節約される予算で教育給与、住居給与だけを受ける受給者を増やすことだ」という懸念を示した。

また、民主社会のための弁護士会は、2013年5月に提出され、継続審議されていた「国民基礎生活保障法改正案」に対し、2014年2月付けで「政府とセヌリ党は国民基礎生活保障法の改悪案を撤回せよ」という声明を出した⁸。

この声明において、「現行の基礎生活保障制度も広範囲な死角地帯が存在するなど懸案が多い」「法改正を行わなくても今からでも予算を確保し、これらの人々を受給者の範囲に含め、これらの人々のニーズに合う医療給与や住居給与などを実施することで、政府が言うニーズ別のオーダーメイド型個別給与を実施することができる。にもかかわらず政府と与党は、最低生計費を廃止し、国民の最低生活保障請求権をなくしたまま、受給者にすでに“オーダーメイド”で提供されてきた給与が不必要に重複しているかのように装い、改正案が成立すれば、より多くの貧困層が恩恵を受けることになるといったような誤った宣伝をしている」と主張した。

オーダーメイド型個別給与を基礎にした制度の改編については、様々な期待と問題点などが指摘されながら、2014年12月に国民基礎生活保障法が改正されて、2015年7月から施行されることになった。

8 민주사회를 위한 변호사모임 [성 명] 정부와 새누리당은 국민기초생활보장법 개악안을 철회하라.

4. 改正された制度の特徴といくつかの課題

(1) 改正の主な内容

国民基礎生活保障制度改正の主な内容とは以下の通りである。

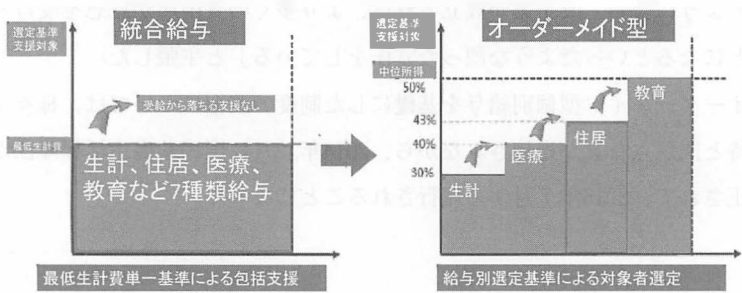
〔A〕受給者の選定基準が旧制度では最低生計費という絶対的な基準から、国民中位所得という相対的な基準に変更された。

〔B〕すべての給与を一括して受ける統合給与からオーダーメイド型個別給与へ改編された。

従来は、下記の7つの給与がパッケージとして支給されたが、そのうち生計給与、住居給与、医療給与、教育給与については、生計給与中位所得30%、医療給与中位所得40%、住居給与中位所得43%（その後45%）、教育給与中位所得50%とそれぞれ独自に選定基準を設けて、単独で給与を受けることができるようになった（図1参照）。

①生計給与②住居給与③医療給与④教育給与⑤出産給与⑥葬祭給与⑦自活給与

図1 旧基礎法とオーダーメイド型基礎法の比較



資料：社会保険委員会、「基礎生活保障制度のオーダーメイド型給与体系改編案、2013年9月10日
出所：キム・ジョンス「社会保険委員会の国民基礎生活保障法改正案に対する批判的検討」P100

日本の生活保護制度ように、すべての扶助を「パッケージ」として利用

するのではなく、受給権者の実態に応じて、生計給与、医療給与、住居給与、教育給与は、単独で受給できるようにした。

これは、旧制度では、最低生計費以下であれば、統合した給与を受けることができたが、最低生計基準から少しでも所得がアップすると受けられない「All or Nothing」になっていた現状を変更したものだ。

オーダーメード型個別給与への移行で、教育給与は、教育部が管轄し、住居給与は国土交通部が管轄することになった。2014年1月に、住居給与法が制定され、医療給与は医療給与法、教育給与は、初等・中等教育法、住居給与は、住居給与法に位置づけられた。

〔C〕さらに、扶養義務者基準について、教育給与の扶養義務者基準を廃止するなど改善を行った（表1参照）。

表1 扶養義務者基準の緩和の内容など

年	内 容
2000年10月	受給権者の直系血族及びその配偶者、生計を一にする2親等以内の血族。 すなわち受給権者の父母、成人子どもとその配偶者、そして祖父母、孫及びその配偶者、 生計を一にする兄弟姉妹が扶養義務者の範囲に含まれた。
2004年	受給権者の1親等直系血族及びその配偶者、生計を一にする2親等以内の血族
2007年	受給権者の1親等直系血族及びその配偶者
2014年12月改正	1親等直系血族が死亡した場合、死亡した直系血族の配偶者を扶養義務者から除いた。
2015年7月	教育給与に対する扶養義務者基準を廃止
2018年10月	住居給与に対する扶養義務者基準を廃止

ソン・ビョンドン「扶養義務者基準の限界と改善策」保健福祉フォーラム2019年9月通巻第275号

韓国保健社会研究院など から筆者が作成

손병돈 「부양의무자 기준의 한계와 개선 방안」 보건복지포럼 (2019.9)

（2）選定基準をめぐって指摘された問題点や課題など

「基礎法を正す共同行動」のキム・ユンヨン氏は、改正された国民基礎生活保障制度の選定基準について、新旧法の選定基準による金額を比較して以下の問題点を指摘している（表2参照）。

表2 旧法と新法の選定基準の比較(単位:ウォン)

2015年 6月まで	最低生計費	617,281	1,051,048	1,359,688	1,668,329	1,976,970
	最低生計費120%(次上位)	740,737	1,261,257	1,631,625	2,001,994	2,372,364
	最大現金給与	499,288	850,140	1,099,784	1,349,428	1,599,072
2015年 7月から	中位所得40%(医療)	624,935	1,064,078	1,376,546	1,689,013	2,001,481
	中位所得43%(住居)	671,805	1,143,884	1,479,787	1,815,689	2,151,592
	最大生計給与	437,454	744,855	963,582	1,182,309	1,401,037

出所: キム・ユンヨン「改正国民基礎生活保障制度(オーダーメイド型個別給与) 1年、評価および改善要求案」P35

改定基礎法により「個別給与の導入と相対的貧困線の導入という主張(スローガン)は受け入れたが、“最低生計費の引き上げによる選定基準・保障水準の現実化(実態に見合った改善)”という内容を受け入れなかった」「2015年の最低生計費(制度改編前)と基準中位所得による選定基準(制度改編後)を比較すると、中位所得に変更後も選定基準に大きな差がないこと」「(従来の)次上位階層さえ政策対象にできない選定基準だ」⁹と変更されても水準そのものが大きく変わっていないのではないかとの評価を下している。

オーダーメイド型個別給与になって、中位所得という相対的な貧困線を使用した、生計を直接支援する生計給与や医療給与の選定基準の水準が

9 キム・ユンヨン前掲書4 p34-35

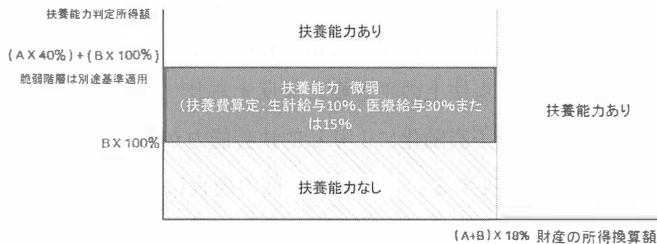
なお、ソウル市福祉財団による以下の見解もある。

「福祉死角地帯を解消するというのがオーダーメイド型基礎生活保障制度導入の趣旨であるが、死角地帯が解消されているのかについては意見が交錯している。政府はオーダーメイド型制度が施行されれば受給者がさらに76万人が増えるものと見込んだが、2015年12月段階で33万人43%増の水準にとどまった。増加した33万人も受給権者に切実な生計給与でない住居、医療給与受給者が大部分であるという限界も指摘されている。また、障害者・高齢者・疾患患者など世帯別のさまざまな生活特性よりは各給与別金額基準にだけ焦点を合わせる「予算オーダーメイド型だ」という市民団体の批判も多い」ソウル市福祉財団『ソウル市民のためのわかりやすい福祉法律シリーズ第4編基礎生活受給権』2016年3月 p12 原文: 서울시민들을 위한 알기쉬운 복지법률시리즈 제4편 기초생활수급권 서울시복지재단·2016.3

引き上げられることなく従来の水準とほとんど変わらないという指摘だ。相対的貧困の指標となる中位所得の50%に設定されたのは教育給与のみで、その他の給与、特に受給者の生計に直結する、生計給与は中位所得30%、医療給与は、中位所得40%を選定基準とした（図1参照）。

（3）扶養義務者基準をめぐって指摘された問題点や課題など

図2 扶養義務者基準



※ A: 受給権者世帯の基準中位所得, B: 扶養義務者世帯の基準中位所得

※ 脆弱階層は[{ A X 40% } + { B X 100% }] と [{ (A+B) X 74% }] のうち、より高い基準を適用

扶養義務者基準により、申請者本人が所得認定基準をクリアしても扶養義務者基準によって受給できない人々は2015年の段階で93万人いると推定されていた¹⁰。

キム・ユンヨン氏は、扶養義務者基準が持つ本質的な問題点について、次の3点を挙げている。「第1に、生計が困難であるにもかかわらず最小限の福祉さえ受けられない人々を作り出す。第2、貧困の再生産を助長する。第3に、国民基礎生活「保障」の趣旨に反する。貧困を社会的に解決するのではなく、扶養義務者基準を残存させることで、貧困の最終責任を家族と個人に転嫁している」¹¹

10 聯合ニュース2019年8月14日付 原文 연합뉴스

<https://www.yna.co.kr/view/AKR20190814104400017>

11 キム・ユンヨン前掲書4 p33

また、ソン・ビンドン氏（平沢大学教授）は、扶養義務者基準の抱える問題点について以下の指摘を行っている。「この論理は潜在的扶養の可能性が実質所得として還元される可能性を前提にしている。潜在的扶養の可能性を根拠に扶養義務を強制化する国民基礎生活保障制度の扶養義務者基準は私的扶養と公的扶養の間に空白をもたらすことによって、憲法34条1項の人間らしい生活を行う権利を侵害して、人間の尊厳性を損なう恐れがあるという批判は免れない」「貧困という点は同じで、実際、扶養する能力を持つ扶養義務者がいる受給権者は国民基礎生活保障給与受給から漏落して、一方、扶養義務者がいない受給権者は給与を受給できるという点で扶養義務者基準は、憲法上の平等権に違反する」¹²

勤労貧困層の増加や少子高齢化により私的扶養能力が弱まっていく中で、「貧困は社会の責任で解決する」といった制度の趣旨に立ち返った改善が求められていると言えよう。

5. 私的扶養と公的扶助との関係

（1）扶養義務者基準完全廃止の行方

実は、扶養義務者基準は、2017年5月に行われた大統領選挙においても争点となった。廃止を公約に掲げた文在寅大統領は、段階的な廃止計画を立てて進めて来ているが、未だ「完全廃止」には至っていない。2019年4月に保健福祉部長官が第2次基礎生活保障総合計画（2021～2023年）に盛り込むと明言したが、その後、「生計給与からの段階的廃止」へとトーンダウンしている。

扶養義務基準が残っているのは生計給与と医療給与だけである。生計給

12 ソン・ビンドン「生計給与扶養義務者基準廃止の緊急性と必要予算」2020年1月6日 손병돈 생계급여 부양의무자 기준 폐지의 시급성과 소요 예산 [http://www. peoplepower21. org/Welfare/1678167](http://www.peoplepower21.org/Welfare/1678167)

与、医療給与といった、より生活に直結する給与受給に関わる要件だけに、扶養義務者基準によって受給できなければ影響は大きい。なお、廃止をめぐっては、「予算の確保」「子どもに財産を渡した後受給申請するなどのモラルハザードが起りかねない」「国民・社会的合意が得られるかどうか」などが解決すべき課題として挙げられている。

(2) 私的扶養と公的扶助との関係

諸外国においては、扶養義務条項を置いている国もあるが、現代社会においてそぐわない規定は撤廃あるいは、扶養義務者の要件のハードルを上げるようにして事実上、扶養義務者の範囲を狭め、問題を解消する方向で進んでいる、という指摘がある¹³。

日本の生活保護制度においても、扶養は受給に当たっての要件とはなっていない。

日本においては、親族から援助があった場合は、収入として認定し保護費から減額するものの生活保護を受給する要件とはなっていない。

扶養を保護の要件とすることは、救貧法時代の前近代社会に回帰する大「改正」であり、ただでさえ「スティグマ（恥の烙印）」が強くて利用しにくい生活保護制度をほとんど利用できないものとし、餓死・孤立死・自殺の増加を招くことが必至である¹⁴。

このように、公的扶助と私的扶養との関係のあり方は、「餓死・孤独死・自殺」といった大事に至る事案に直結する問題であり、その範囲は慎重に検討されなければならないだろう。そして、同時に「乱給より漏給を防ぐ」ことに重点をおいて生活保障制度運用がなされるべきではないだろうか。

13 ソン・ビョンドン前掲書12

14 「扶養義務と生活保護制度の正しい理解と冷静な議論のために」『生活保護問題対策会議』2012年5月30日<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-36.html>参照

<資料>

国民基礎生活保障法 (略称：基礎生活保障法)

[施行2019年10月24日] [法律第16367号、2019年4月23日、一部改正]

第1章 総則〈改正2012年2月1日〉

第1条 (目的)

この法律は生活が困難な人に必要な給与を実施してこれらの最低生活を保障して自活を援助することを目的とする。[全文改正2012年2月1日]

第2条 (定義)

この法律で使用する用語の意味は次の通りである。〈改正2014年12月30日〉

1. “受給権者”とは、この法律による給与を受けることができる資格を持つ者をいう。
2. “受給者”とは、この法律による給与を受ける者をいう。
3. “受給品”とは、この法律により受給者に支給、貸与する金銭又は、物品をいう。
4. “保障機関”とは、この法律による給与を実施する国又は、地方自治体をいう。
5. “扶養義務者”とは、受給権者を扶養する責任がある者であって、受給権者の1親等の直系血族及びその配偶者をいう。ただし、死亡した1親等の直系血族の配偶者は除く。

6. “最低保障水準”とは、国民の所得・支出水準と受給権者の世帯類型などの生活実態、物価上昇率などを考慮して、第6条により給与の種類別に公表する金額や保障水準をいう。
7. “最低生計費”とは、国民が健康で文化的な生活を維持するために必要な最小限の費用として第20条の2第4項により保健福祉部長官が計測する金額をいう。
8. “個別世帯”とは、この法律による給与を受けているか、又はこの法律による資格要件に適合するかどうかについて調査を受ける基本単位として、受給者又は受給権者で構成された世帯をいう。この場合、個別世帯の範囲など具体的な事項は大統領令で定める。
9. “所得認定額”とは保障機関が給与の決定及び実施などに使用するために算出した個別世帯の所得評価額と財産の所得換算額を合算した金額をいう。
10. “次上位階層”とは、受給権者（第14条の2により受給権者とみなす者は除く）に該当しない階層として所得認定額が大統領令で定める基準以下である階層をいう。
11. “基準中位所得”とは、保健福祉部長官が給与の基準などに活用するために、第20条第2項による中央生活保障委員会の審議・議決を経て告示する国民世帯所得の中位値をいう。

[全文改正2012年2月1日]

第3条（給与の基本原則）

- ①この法律による給与は、受給者が自身の生活の維持・向上のために、その所得、財産、勤労能力などを活用して最大限努力することを前提として、これを補充・発展させることを基本原則とする。
- ②扶養義務者の扶養と他の法令による保護は、この法律による給与に優先して行われるものとする。ただし、他の法令による保護の水準が、

この法律で定める水準に達しない場合には、残りの部分に関して、この法律による給与を受ける権利を失わない。

[全文改正2012年2月1日]

第4条（給与の基準等）

- ①この法律による給与は、健康で文化的な最低生活を維持することができるものでなければならない。
- ②この法律による給与の基準は、受給者の年齢、世帯規模、居住地域、その他の生活条件などを考慮して給与の種類別に保健福祉部長官が定めるか、又は給与を支給する中央行政機関の長（以下“所管中央行政機関の長”という）が保健福祉部長官と協議して定める。〈改正2014年12月30日〉
- ③保障機関は、この法律による給与を個別世帯単位で実施するが、特に必要と認定する場合には、個人単位で実施することができる。
- ④地方自治体である保障機関は、該当地方自治体の条例で定めるところにより、この法律による給与の範囲及び水準を超過して給与を実施することができる。この場合、該当保障機関は保健福祉部長官及び所管中央行政機関の長に通知しなければならない。〈新設2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

第4条の2（他の法律との関係）

第11条及び第12条の3による給与に関連して、他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律が定めるところによる。[本条新設2014年12月30日]

第5条削除（2014年12月30日）

第5条の2（外国人に対する特例）

国内に滞留している外国人のうち、大韓民国国民と婚姻し、本人又は、配偶者が妊娠中であるか、又は大韓民国国籍の未成年の子どもを養育しているか、若しくは配偶者の大韓民国国籍の直系尊属と生計や住居を共にしている人であって、大統領令に定める人が、この法律による給与を受ける資格を有する場合には受給権者となる。〈改正2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

第6条（最低保障水準の決定等）

①保健福祉部長官又は、所管中央行政機関の長は、給与の種別別受給者選定基準及び最低保障水準を決定しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

②保健福祉部長官又は、所管中央行政機関の長は、毎年8月1日までに第20条第2項による中央生活保障委員会の審議・議決を経て次の年度の給与の種別別受給者選定基準及び最低保障水準を公表しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

③削除 〈2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

[条文見出し改正2014年12月30日]

第6条の2（基準中位所得の算定）

①基準中位所得は「統計法」第27条により統計庁が公表する統計資料の世帯経常所得（勤労所得、事業所得、財産所得、移転所得を合算した所得をいう）の中間値に最近の世帯所得平均増加率、世帯規模による所得水準の差違などを反映して世帯規模別に算定する。

②その他、世帯規模別所得水準の反映方法等基準中位所得の算定に必要な事項は第20条第2項による中央生活保障委員会で定める。

[本条新設2014年12月30日]

第6条の3（所得認定額の算定）

①第2条第9号による個別世帯の所得評価額は、個別世帯の実際の所得にかかわらず、保障機関が給与の決定及び実施等に使用するために算出した金額であって、次の各号の所得を合わせた個別世帯の実際の所得から、障害、疾病、養育等の世帯の特性に応じた支出要因、勤労を誘引するための要因、その他、追加的な支出要因に該当する金額を減じて算定する。

1. 勤労所得
2. 事業所得
3. 財産所得
4. 移転所得

②第2条第9号による財産の所得換算額は、個別世帯の財産価額から基本財産額（基礎生活の維持に必要と保健福祉部長官が定めて告示する財産額をいう）及び負債を控除した金額に所得換算率を乗じて算定する。

この場合、所得に換算する財産の範囲は次の各号の通りである。

1. 一般財産（金融財産及び自動車を除いた財産をいう）
2. 金融財産
3. 自動車

③実際の所得、所得評価額及び財産の所得換算額の算定のための具体的な範囲・基準などは大統領令で定める。

[本条新設2014年12月30日]

第2章 給与の種類と方法

第7条（給与の種類）

①この法律による給与の種類は次の各号の通りである。

1. 生計給与
2. 住居給与
3. 医療給与
4. 教育給与
5. 出産給与
6. 葬祭給与
7. 自活給与

②受給権者に対する給与は受給者の必要に応じて第1項第1号から第7号までの給与の全部又は、一部を実施するものとする。〈改正2014年12月30日〉

③次上位階層に属する者（以下“次上位者”という）に対する給与は保障機関が次上位者の世帯別生活条件を考慮して予算の範囲で第1項第2号から第4号まで、第6号及び第7号による給与の全部又は、一部を実施することができる。この場合、次上位者に対する給与の基準及び手続きなどに関して、必要な事項は大統領令で定める。

④削除〈2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

第8条（生計給与の内容等）

①生計給与は受給者に衣服、飲食物及び燃料費とその他、日常生活に基本的に必要な金品を支給して、その生計を維持するものとする。〈改正2014年12月30日〉

②生計給与受給権者は、扶養義務者がいないか、又は扶養義務者がいて

も扶養能力がないか、若しくは扶養を受けることはできない者であつて、かつその所得認定額が第20条第2項による中央生活保障委員会の審議・議決を経て決定する金額（以下、この条において“生計給与選定基準”という）以下である者とする。この場合、生計給与選定基準は基準中位所得の100分の30以上とする。〈新設2014年12月30日〉

③生計給与最低保障水準は、生計給与と所得認定額を含めて、生計給与選定基準以上になるようにしなければならない。〈新設2014年12月30日〉

④第2項及び第3項にかかわらず、第10条第1項のただし書により第32条による保障施設に委託して生計給与を実施する場合には保健福祉部長官が定める告示によりその選定基準等を別に定めることができる。〈新設2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

[条文見出し改正2014年12月30日]

第8条の2（扶養能力など）

①扶養義務者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には第8条第2項、第12条第3項、第12条の3第2項による扶養能力がない者とみなす。

1. 基準中位所得水準を考慮して大統領令で定める所得・財産基準未満である場合
2. 直系尊属又は「障害者年金法」第2条第1号の重症障害者である直系卑属を自身の住居で扶養する場合として保健福祉部長官が定めて告示する場合
3. その他に疾病、教育、世帯特性などで扶養能力がないと保健福祉部長官が定める場合

②扶養義務者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には第8条第2

項、第12条第3項、第12条の3第2項による扶養を受けることができないものとみなす。

1. 扶養義務者が「兵役法」により徴集されるか、又は召集された場合
 2. 扶養義務者が「海外移住法」第2条の海外移住者に該当する場合
 3. 扶養義務者が「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」及び「治療監護法」などによる刑務所、拘置所、治療監護施設等に収容中である場合
 4. 扶養義務者に対して失踪宣告手続きが進行中である場合
 5. 扶養義務者が第32条の保障施設で給与を受けている場合
 6. 扶養義務者の家出又は、行方不明として警察署等行政官庁に申告された後1ヶ月が過ぎたか、若しくは家出又は行方不明の事実を特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下“市長・郡長・区庁長”という）が確認した場合
 7. 扶養義務者が扶養を忌避するか、又は拒否する場合
 8. その他、扶養を受けることができないと保健福祉部長官が定める場合
- ③「児童福祉法」第15条第1項第2号から第4号まで（第2号の場合、親権者である保護者は除く）により扶養対象児童が保護措置された場合には第8条第2項、第12条第3項、第12条の3第2項による扶養を受けることはできないものとみなす。〈新設2019年4月23日〉

[本条新設2014年12月30日]

第9条（生計給与の方法）

- ①生計給与は金銭を支給するものとする。ただし、金銭で支給できないか、又は金銭で支給することが適当でないと認める場合には物品を支

給することができる。

- ②第1項の受給品は大統領令で定めるところにより毎月定期的に支給しなければならない。ただし、特別な事情がある場合には、別に定めて支給することができる。
- ③第1項の受給品は受給者に直接支給する。ただし、第10条第1項のただし書により第32条の規定による保障施設、又は他人の家庭に委託して生計給与を実施する場合には、その委託を受けた者にこれを支給することができる。この場合、保障機関は保健福祉部長官が定めるところにより定期的に受給者の受給の有無を確認しなければならない。
- ④生計給与は保健福祉部長官が定めるところにより受給者の所得認定額などを考慮して差を設けて支給することができる。
- ⑤保障機関は大統領令で定めるところにより勤労能力がある受給者に対しては、自活に必要な事業に参加することを条件として生計給与を実施することができる。この場合、保障機関は第28条による自活支援計画を考慮して条件を提示しなければならない。

[全文改正2012年2月1日]

第10条（生計給与を実施する場所）

- ①生計給与は受給者の住居で実施する。ただし、受給者が、住居がないか、若しくは住居があってもその場所では給与の目的を達成することができない場合、又は、受給者が希望する場合には、受給者を第32条による保障施設や他人の家庭に委託して給与を実施することができる。
- ②第1項により受給者に対する生計給与を他人の家庭に委託して実施する場合には、居室の賃借料とその他に居室の維持に必要な費用は、受給品に加算して支給する。この場合第7条第1項第2号の住居給与が実施されたものとみなす。

[全文改正2012年2月1日]

第11条（住居給与）

- ①住居給与は受給者に住居安定に必要な賃借料、修繕維持費、その他の受給品を支給するものとする。〈改正2014年12月30日〉
 - ②住居給与に関して必要な事項は別の法律で定める。〈改正2014年12月30日〉
- [全文改正2012年2月1日]

第12条（教育給与）

- ①教育給与は受給者に入学金、授業料、学用品費、その他の受給品を支給するものとするが、学校の種類・範囲等に関して必要な事項は大統領令で定める。
- ②教育給与は教育部長官の所管とする。〈改正2014年12月30日〉
- ③教育給与受給権者は扶養義務者がいないか、若しくは扶養義務者がいても扶養能力がないか、又は扶養を受けることはできない者であって、その所得認定額が第20条第2項による中央生活保障委員会の審議・議決を経て定める金額（以下“教育給与選定基準”という）以下である者とする。この場合、教育給与選定基準は基準中位所得の100分の50以上とする。〈新設2014年12月30日〉
- ④教育給与の申請及び支給などについては「初・中等教育法」第60条の4から第60条の9まで、及び第62条第3項による教育費支援手続を準用する。〈新設2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

第12条の2（教育給与の適用特例）

教育給与受給権者を選定する場合には、第12条第1項の教育給与と「初・中等教育法」第60条の4による教育費支援との連携・統合のために第3条第2項及び第12条第3項にかかわらず、所得認定額が教育給与選定

基準以下である者を受給権者とみなす。

[本条新設2014年12月30日]

第12条の3（医療給与）

- ①医療給与は受給者に対して、健康な生活を維持するのに必要な各種検査及び治療等を支給するものとする。
- ②医療給与受給権者は扶養義務者がいないか、若しくは扶養義務者があっても扶養能力がないか、又は扶養を受けることはできない者であって、その所得認定額が、第20条第2項による中央生活保障委員会の審議・議決を経て定める金額（以下、この項において“医療給与選定基準”という）以下である者とする。この場合、医療給与選定基準は基準中位所得の100分の40以上とする。
- ③医療給与に必要な事項は別に法律で定める。

[本条新設2014年12月30日]

第13条（出産給与）

- ①出産給与は、第7条第1項第1号から第3号までの給与のうち一つ以上の給与を受ける受給者に次の各号の給与を実施するものとする。
〈改正2014年12月30日〉
 1. 助産
 2. 分娩前と分娩後に必要な措置と保護
- ②出産給与は保健福祉部令で定めるところにより保障機関が指定する医療機関に委託して実施することができる。
- ③出産給与に必要な受給品は保健福祉部令で定めるところにより受給者やその世帯主、又は世帯主に準ずる者に支給する。ただし、第2項によりその給与を医療機関に委託する場合には、受給品をその医療機関に支給することができる。

[全文改正2012年2月1日]

第14条（葬祭給与）

- ①葬祭給与は、第7条第1項第1号から第3号までの給与のうち、一つ以上の給与を受ける受給者が死亡した場合、死体の検案・運搬・火葬又は、埋葬、その他の葬祭措置を行うものとする。〈改正2014年12月30日〉
- ②葬祭給与は保健福祉部令で定めるところにより実際に葬祭を実施する者に葬祭に必要な費用を支給するものとする。ただし、その費用を支給できないか、又は費用を支給することが適当でないと認める場合には物品を支給することができる。

[全文改正2012年2月1日]

第14条の2（給与の特例）

第8条、第11条、第12条、第12条の3、第13条、第14条及び第15条による受給権者に該当しなくても、生活が困難な者であって、一定の期間、この法律で定める給与の全部又は、一部が必要だと保健福祉部長官又は、所管中央行政機関の長が定める者は受給権者とみなす。

[本条新設2014年12月30日]

第15条（自活給与）

- ①自活給与は受給者の自活を援助するために次の各号の給与を実施するものとする。
 1. 自活に必要な金品の支給又は、貸与
 2. 自活に必要な勤労能力の向上及び技能習得の支援
 3. 就業斡旋等情報の提供
 4. 自活のための勤労機会の提供

5. 自活に必要な施設及び装備の貸与
 6. 創業教育、技能訓練及び技術・経営指導等創業支援
 7. 自活に必要な資産形成の支援
 8. その他、大統領令で定める自活のための各種支援
- ②第1項の自活給与は関連公的機関・非営利法人・施設及びその他、大統領令で定める機関に委託して実施することができる。この場合、これに要する費用は保障機関が負担する。

[全文改正2012年2月1日]

第2章の2 自活支援〈改正2012年2月1日〉

第15条の2（韓国自活福祉開発院）

- ①受給者及び次上位者の自活促進に必要な事業を遂行するために韓国自活福祉開発院（以下“自活福祉開発院”という）を設立する。
- ②自活福祉開発院は法人とする。
- ③自活福祉開発院は、その主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによって成立する。
- ④保健福祉部長官は、自活福祉開発院を指導・監督し、自活福祉開発院に対し、業務・会計及び財産に関して必要な事項を報告させるか、又は所属公務員に自活福祉開発院に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- ⑤第1項から第4項までに規定する事項の他に、自活福祉開発院の定款、理事会、会計その他、自活福祉開発院の設立・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

[全文改正2019年1月15日]

第15条の3（自活福祉開発院の業務）

①自活福祉開発院は次の各号の事業を遂行する。

1. 自活支援のための事業（以下“自活支援事業”という）の開発及び評価
2. 自活支援のための調査・研究及び広報
3. 第15条の10による広域自活センター、第16条による地域自活センター及び第18条による自活企業の技術・経営指導及び評価
4. 自活関連機関の間の協力システム構築・運営
5. 自活関連機関の間の情報ネットワーク構築・運営
6. 就業・創業のための自活促進プログラム開発及び支援
7. 第18条の2第2項及び第3項による雇用支援サービスの連携及び社会福祉サービスの支援対象者管理
8. 受給者及び次上位者の自活促進のための教育・訓練、第15条の10による広域自活センター等自活関連機関の従事者及び参加者に対する教育・訓練及び支援
9. 国、又は地方自治体から委託された自活関連事業
10. その他、自活促進に必要な事業として保健福祉部長官が定める事業

②第1項第5号及び第7号により構築・運営される情報システムは「社会福祉事業法」第6条の2第1項による情報システム及び「社会保障基本法」第37条第2項による社会保障情報システムと連携することができる。

③自活福祉開発院長は第1項第8号による教育・訓練のために自活福祉開発院に韓国自活研修院を置く。

[本条新設2019年1月15日]

[従前の第15条の3は第15条の10に移動〈2019年1月15日〉]

第15条の4（役員）

- ①自活福祉開発院に院長 1 人を含む11人以内の理事と監事 1 人を置き、
院長を除く理事と監事は非常任とする。
- ②院長と監事は定款で定めるところにより構成された役員推薦委員会が
複数で推薦した者の中から保健福祉部長官が任命する。
- ③院長の任期は 3 年とし、1 年を単位として再任することができる。
- ④理事は次の各号のいずれか一つに該当する者の中から保健福祉部長官
が任命するが、第 1 号及び第 2 号の場合には、役員推薦委員会の推薦
を受けて任命する。
 1. 自活支援事業・社会福祉分野に学識と経験が豊富な者
 2. 情報通信・教育訓練・経営・経済・金融分野のうちのいずれか一
つ以上の分野に学識と経験が豊富な者
 3. 保健福祉部の自活支援事業を担当する公務員又は、地方自治体の
公務員
- ⑤院長及び第 4 項第 3 号の理事を除く役員の任期は 2 年とするが、1 年
を単位として再任することができる。
- ⑥その他、役員の資格、選任、職務に関して必要な事項は定款で定める。
[本条新設2019年 1 月15日]

第15条の 5（職員の派遣等）

- ①自活福祉開発院は、その目的の達成と専門性の向上のために、必要な
場合には保健福祉部長官を経て国の機関・地方自治体・研究機関又は、
公共団体に職員の派遣を要請することができる。
- ②職員の派遣を要請された国の機関等の長は、その所属職員を自活福祉
開発院に派遣することができる。

[本条新設2019年 1 月15日]

第15条の 6（国の補助等）

①国は、自活福祉開発院の設立・運営に必要な経費の全部又は、一部を補助するか、若しくは出捐することができる。

②国は、自活福祉開発院の設立・運営のために必要と認める場合、「国有財産特例制限法」により、国有財産を自活福祉開発院に無償で貸付・譲与し、又は使用・収益させることができる。

[本条新設2019年1月15日]

第15条の7（「民法」の準用）

自活福祉開発院に関して、この法律において規定のないものは、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。

[本条新設2019年1月15日]

第15条の8（秘密漏洩等の禁止）

自活福祉開発院の役職員又は、役職員であった者は、職務上知り得た秘密を漏洩し、他の用途に使用してはならない。

[本条新設2019年1月15日]

第15条の9（罰則適用における公務員擬制）

自活福祉開発院の役職員は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用する時には、公務員とみなす。

[本条新設2019年1月15日]

第15条の10（広域自活センター）

①保障機関は、受給者及び次上位者の自活促進に必要な次の各号の事業を遂行させるために、社会福祉法人、社会的協同組合等非営利法人と団体（以下、この条において“法人等”という）を、法人等の申請を受けて、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道（以下“市・道”という）単位

の広域自活センターに指定する。この場合、保障機関は法人等の地域社会福祉事業及び自活支援事業の遂行能力・経験等を考慮しなければならない。

1. 市・道単位の自活企業の創業支援
 2. 市・道単位の受給者及び次上位者に対する就業・創業支援及び斡旋
 3. 第16条による地域自活センター従事者及び参加者に対する教育訓練及び支援
 4. 地域特化型自活プログラム開発・普及及び事業開発支援
 5. 第16条による地域自活センター及び第18条による自活企業に対する技術・経営指導
 6. その他、自活促進に必要な事業として保健福祉部長官が定める事業
- ②保障機関は広域自活センターの設置及び運営に必要な経費の全部又は、一部を補助することができる。
- ③保障機関は広域自活センターに対し、定期的に事業実績及び運営実態を評価して、受給者の自活促進を達成することができない広域自活センターに対しては、その指定を取り消すことができる。
- ④第1項から第3項までに規定する事項の他に広域自活センターの申請・指定及び取り消し手続きと評価、その他、運営に必要な事項は保健福祉部令で定める。

[全文改正2019年1月15日]

[第15条の3から移動〈2019年1月15日〉]

第16条（地域自活センターなど）

- ①保障機関は受給者及び次上位者の自活促進に必要な次の各号の事業を遂行するために社会福祉法人、社会的協同組合等非営利法人と団体（以下、この条において“法人等”という）を法人等の申請を受けて地

域自活センターに指定することができる。この場合、保障機関は法人等の地域社会福祉事業及び自活支援事業遂行能力・経験等を考慮しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

1. 自活意欲を鼓吹するための教育
 2. 自活のための情報提供、相談、職業教育及び就業斡旋
 3. 生業のための資金融資斡旋
 4. 自営創業支援及び技術・経営指導
 5. 第18条による自活企業の設立・運営支援
 6. その他、自活のための各種事業
- ②保障機関は第1項により指定を受けた地域自活センターに対し、次の各号の支援を行うことができる。
1. 地域自活センターの設立・運営費用又は、第1項の各号の事業遂行費用の全部、又は、一部
 2. 国有・公有財産の無償賃貸
 3. 保障機関が実施する事業の優先委託
- ③保障機関は地域自活センターに対して、定期的に事業実績及び運営実態を評価して受給者の自活促進を達成することができない地域自活センターに対しては、その指定を取り消すことができる。
- ④地域自活センターは、受給者及び次上位者に対する効果的な自活支援と地域自活センターの発展を共同で図るため、地域自活センター協会を設立することができる。
- ⑤第1項から第3項までに規定した事項の他、地域自活センターの申請・指定及び取り消し手続きと評価、その他、運営等に必要事項は保健福祉部令で定める。

[全文改正2012年2月1日]

第17条（自活機関協議体）

- ①市長・郡長・区庁長は自活支援事業の効率的な推進のために第16条による地域自活センター、「職業安定法」第2条の2第1号の職業安定機関、「社会福祉事業法」第2条第4号の社会福祉施設の長等と常時、協議が可能なシステム（以下“自活機関協議体”という）を構築しなければならない。〈改正2014年12月30日〉
- ②自活機関協議体の構成及び運営等に必要な事項は保健福祉部令で定める。

[全文改正2012年2月1日]

第18条（自活企業）

- ①受給者及び次上位者は相互に協力して自活企業を設立・運営することができる。
- ②自活企業は組合又は「付加価値税法」上の事業者とする。
- ③保障機関は自活企業に直接又は、自活福祉開発院、第15条の10による広域自活センター及び第16条による地域自活センターを通じて次の各号の支援を行うことができる。〈改正2019年1月15日〉
1. 自活のための事業資金融資
 2. 国有地・公有地の優先賃貸
 3. 国や地方自治体が実施する事業の優先的委託
 4. 国や地方自治体の調達購入時、自活企業の生産品を優先的に購入
 5. その他、受給者の自活促進のための各種事業
- ④その他、自活企業の設立・運営及び支援に必要な事項は保健福祉部令で定める。

[全文改正2012年2月1日]

第18条の2（雇用促進）

- ①保障機関は受給者及び次上位者の雇用を促進するために、常時勤労者

の一定比率以上を受給者及び次上位者から採用する企業に対しては大統領令で定めるところにより第18条第3項各号に該当する支援を行うことができる。〈改正2012年2月1日、2014年12月30日〉

②市長・郡長・区庁長は、受給者及び次上位者に世帯別の特性を勘案して、関係機関の雇用支援サービスに連携することができる。〈新設2011年6月7日、2014年12月30日〉

③市長・郡長・区庁長は、受給者及び次上位者の就業活動によって支援が必要となった該当世帯の児童・高齢者等に社会福祉サービスを支援することができる。〈新設2011年6月7日、2014年12月30日〉

[本条新設2006年12月28日]

[本条見出し改正2014年12月30日]

第18条の3（自活基金の積立）

①保障機関は、この法律による自活支援事業の円滑な推進のために自活基金を積み立てる。〈改正2019年1月15日〉

②保障機関は自活支援事業の効率的推進のために必要と認める場合には、自活基金の管理・運営を自活福祉開発院又は、自活支援事業を遂行する非営利法人に委託することができる。この場合、これに要する費用は保障機関が負担する。〈改正2019年1月15日〉

③第1項による自活基金の積み立てに必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正2012年2月1日]

第18条の4（資産形成支援）

①保障機関は受給者及び次上位者が自活に必要な資産を形成することができるように財政的な支援を行うことができる。〈改正2014年12月30日〉

②保障機関は受給者及び次上位者が自活に必要な資産を形成するのに必

要な教育を実施することができる。〈改正2014年12月30日〉

③第1項による支援で形成された資産は大統領令で定めるところにより受給者の財産の所得換算額の算定時には、これを含まない。〈改正2014年12月30日〉

④保障機関は第1項及び第2項による資産形成支援とその教育に関する業務の全部又は、一部を自活福祉開発院等の法人又は、団体などに委託することができる。〈改正2019年1月15日〉

⑤第1項による資産形成支援の対象と基準及び第2項による教育の内容は大統領令で定め、資産形成支援の申請、方法及び支援金の返還手続き等に必要事項は保健福祉部令で定める。〈新設2019年1月15日〉

[本条新設2011年6月7日]

第18条の5（自活の教育等）

①保健福祉部長官、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下“市・道知事”という）、市長・郡長・区庁長は受給者及び次上位者の自活促進のために教育を実施することができる。

②保健福祉部長官は第1項による教育の全部又は、一部を法人・団体等に委託することができる。〈改正2019年1月15日〉

③保健福祉部長官は第2項による教育を委託された法人・団体等に対して、その運営に必要な費用を支援することができる。〈改正2019年1月15日〉

④第1項から第3項までによる教育と教育機関の組織・運営等に必要事項は保健福祉部長官が定める。

[本条新設2014年12月30日]

第18条の6（自活支援事業 統合情報コンピュータ・ネットワークの構築・運営等）

- ①保健福祉部長官は、勤労能力がある受給者など自活支援事業参加者の受給履歴及び勤労活動の現況等自活支援事業の遂行・管理及び効果分析に必要な各種資料及び情報を効率的に処理して記録・管理する自活支援事業統合情報コンピュータ・ネットワーク（以下“統合情報コンピュータ・ネットワーク”という）を構築・運営することができる。
- ②保健福祉部長官は統合情報コンピュータ・ネットワークの構築・運営のために雇用労働部、国家報勲処、国税庁など国の機関と地方自治体の長、及び関連機関・団体の長に次の各号の資料提供及び関係コンピュータ・ネットワークの利用を要請することができる。この場合、資料の提供等を要請された機関の長は、正当な理由がなければその要請に応じなければならない。
 1. 事業者登録簿
 2. 国民健康保険・国民年金・雇用保険・産業災害補償保険・報勲給与・公務員年金・軍人年金・私立学校教職員年金・特定郵便局年金の加入の有無、所得情報、加入種別、賦課額及び受給額
 3. 社会保障給与受給履歴
 4. 国家技術資格取得情報
- ③保健福祉部長官は、第2項による資料及び関係コンピュータ・ネットワークの利用等統合情報コンピュータ・ネットワークの構築・運営に必要な資料の調査のために「社会保障基本法」第37条第2項による社会保障情報システムを連携して使用することができる。
- ④自活支援事業を遂行する中央行政機関、地方自治体及び委託された機関・団体の長と自活福祉開発院の院長は、自活支援事業の遂行・管理及び効果分析のために第2項各号の情報を活用しようとする場合、保健福祉部長官に統合情報コンピュータ・ネットワークの使用を要請することができる。
- ⑤保健福祉部長官は統合情報コンピュータ・ネットワーク構築・運営に

関する業務の全部、又は一部を自活福祉開発院に委託することができる。

- ⑥第2項から第4項までの規定による資料又は、関係コンピュータ・ネットワークの利用及び提供に対しては手数料・使用料等を免除する。
[本条新設2019年1月15日]

第18条の7（個人情報の保護）

- ①保健福祉部長官は、第18条の6第4項による遂行機関の統合情報コンピュータ・ネットワーク使用要請に対して、同条第2項各号の情報のうち業務に必要な最小限の情報しか提供することができない。
- ②遂行機関は第18条の6第4項により保健福祉部長官に統合情報コンピュータ・ネットワーク使用を要請する場合、セキュリティー教育等自活支援事業参加者の個人情報に対する保護対策を行わなければならない。
- ③遂行機関は第18条の6第2項から第4項までの規定による資料及び関係コンピュータ・ネットワークを利用しようとする場合には、事前に情報主体の同意を受けなければならない。
- ④遂行機関は第18条の6第2項から第4項までの規定による資料及び関係コンピュータ・ネットワークを利用するに当たり、次の各号の個人情報を除いた情報は、参加者の受給履歴及び勤労活動現況など自活支援事業の遂行・管理及び効果分析目的を達成した場合、直ちに破棄しなければならない。
1. 自活支援事業申請者及び参加者の特性
 2. 自活支援事業参加者の事業参加履歴
 3. 自活支援事業参加者の事業終了以後の就業履歴
- ⑤第18条の6第2項各号の個人情報は、遂行機関において自活支援事業を担当する者のうち、該当機関の長から個人情報取扱承認を受けた者

のみ取り扱うことができる。

- ⑥自活支援事業の業務に従事するか、又は従事していた者は、自活支援事業の業務の遂行に関して知り得た個人・法人、又は団体の情報を漏洩し、又は、他の用途に使用してはならない。
- ⑦第1項から第5項までの規定で定めた個人情報保護対策、情報主体に対する事前同意方法、目的を達成した情報の破棄時期及び方法、個人情報取扱承認の手続き、セキュリティ教育などに関する詳細事項は保健福祉部長官が定める。

[本条新設2019年1月15日]

第3章 保障機関

第19条（保障機関）

- ①この法律による給与は、受給権者又は、受給者の居住地を管轄する市・道知事と市長・郡長・区庁長〔第7条第1項第4号の教育給与の場合には特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の教育監（以下“市・道教育監”という）以下、同じ〕が実施する。ただし、住居が一定でない場合には、受給権者又は、受給者が実際に居住する地域を管轄する市長・郡長・区庁長が実施する。〈改正2014年12月30日〉
- ②第1項にかかわらず、保健福祉部長官、所管中央行政機関の長と市・道知事は受給者をそれぞれ国や該当地方自治体が経営する保障施設に入所させるか、又は他の保障施設に委託して給与を実施することができる。〈改正2014年12月30日〉
- ③受給権者や受給者が居住地を変更する場合の処理方法と保障機関の間の協力、その他に業務処理に必要な事項は保健福祉部令で定める。
- ④保障機関は受給権者・受給者・次上位階層に対する調査と受給者決定及び給与の実施等、この法律による保障業務を遂行させるために「社

会福祉事業法」第14条による社会福祉専門担当公務員（以下“社会福祉専門担当公務員”という）を配置しなければならない。この場合、第15条による自活給与業務を遂行する社会福祉専門担当公務員は別に配置しなければならない。

[全文改正2012年2月1日]

第20条（生活保障委員会）

- ①この法律による生活保障事業の企画・調査・実施などに関する事項を審議・議決するために保健福祉部と市・道及び市・郡・区（自治区をいう。以下同じ）にそれぞれ生活保障委員会を置く。ただし、市・道及び市・郡・区に置く生活保障委員会は、その機能を担当するのに相応しい他の委員会があって、その委員会の委員が第4項に規定する資格を有する場合には、市・道又は市・郡・区の条例で定めるところにより、その委員会が生活保障委員会の機能を代替することができる。
- ②保健福祉部に置く生活保障委員会（以下“中央生活保障委員会”という）は次の各号の事項を審議・議決する。（改正2014年12月30日）
 1. 第20条の2第3項による基礎生活保障総合計画の樹立
 2. 所得認定額算定方式と基準中位所得の決定
 3. 給与の種類別受給者選定基準と最低保障水準の決定
 4. 第20条の2第2項及び第4項による給与基準の適正性等評価及び実態調査に関する事項
 5. 給与の種類別漏落・重複、次上位階層の支援事業等に対する調整
 6. 第18条の3による自活基金の積み立て・管理及び使用に関する指針の樹立
 7. その他、委員長が会議に諮る事項
- ③中央生活保障委員会は、委員長を含めて16人以内の委員で構成し、委員は保健福祉部長官が次の各号のいずれか一つに該当する者の中から

委嘱・指名し、委員長は保健福祉部長官とする。〈改正2014年12月30日〉

1. 公的扶助又は、社会福祉に関連する学問を専攻した専門家であつて、大学の助教授以上の者、又は、研究機関の研究員として在職中である者5人以内
 2. 公益を代表する者5人以内
 3. 関係行政機関所属の3級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員5人以内
- ④第1項による市・道及び市・郡・区生活保障委員会の委員は、市・道知事又は市長・郡長・区庁長が次の各号のいずれかに該当する者の中から委嘱・指名し、委員長は、該当市・道知事又は市長・郡長・区庁長とする。ただし、第1項ただし書により、他の委員会が生活保障委員会の機能を代替する場合、委員長は、条例で定める。
1. 社会保障に関する学識と経験がある者
 2. 公益を代表する者
 3. 関係行政機関所属公務員
- ⑤第1項の規定による生活保障委員会は、審議・議決に関連して必要な場合、保障機関に対し、その所属公務員の出席、又は資料の提出を要請することができる。この場合、該当保障機関は正当な理由がなければ、要請に応じなければならない。
- ⑥市・道及び市・郡・区生活保障委員会の機能と各生活保障委員会の構成・運営等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正2012年2月1日]

第20条の2（基礎生活保障計画の樹立及び評価）

- ①所管の中央行政機関の長は、受給者の最低生活を保障するために、3年ごとに所管別に基礎生活保障基本計画を樹立して保健福祉部長官に

提出しなければならない。

- ②保健福祉部長官及び所管中央行政機関の長は、第4項の規定による実態調査の結果を考慮して給与基準の適正性等に対する評価を実施することが可能であって、これに関連して専門的な調査・研究等を「公的機関の運営に関する法律」による公的機関又は民間法人・団体等に委託することができる。
- ③保健福祉部長官は第1項による基礎生活保障基本計画及び第2項による評価結果を総合して、基礎生活保障総合計画を樹立して、中央生活保障委員会の審議を受けなければならない。
- ④保健福祉部長官は受給権者、受給者及び次上位階層等の規模・生活実態の把握、最低生計費の計測等のために3年ごとに実態調査を実施・公表しなければならない。
- ⑤保健福祉部長官及び所管中央行政機関の長は、関係行政機関、地方自治体、「公的機関の運営に関する法律」による公的機関等に対し、評価に関する意見又は、資料の提出を求めることができる。この場合、関係行政機関などは特別な理由がなければ、これに応じなければならない。

[本条新設2014年12月30日]

第4章 給与の実施

第21条（給与の申請）

- ①受給権者とその親族、その他の関係者は、所轄の市長・郡長・区庁長に受給権者に対する給与を申請することができる。次上位者が給与を申請しようとする場合も同様で、この場合、申請方法と手続き、及び調査などに関しては、第2項から第5項まで、第22条、第23条及び第23条の2を準用する。(改正2014年12月30日)

- ②社会福祉専門担当公務員は、この法律による給与を必要とする人が漏落しないようにするために管轄地域に居住する受給権者に対する給与を職権で申請することができる。この場合、受給権者の同意を求めなければならない、受給権者の同意は受給権者の申請とみなすことができる。
- ③第1項により給与申請を行う時や第2項により社会福祉専門担当公務員が給与申請を行うことに受給権者が同意した時には、受給権者と扶養義務者は次の各号の資料又は、情報の提供に対して同意する旨の書面を提出しなければならない。
1. 「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第2条第2号及び第3号による金融資産及び金融取引の内容に対する資料又は情報のうち、預金の平均残額及びその他大統領令で定める資料又は情報（以下“金融情報”という。）
 2. 「信用情報の利用及び保護に関する法律」第2条第1号による信用情報のうち、債務額及びその他大統領令で定める資料又は、情報（以下“信用情報”という）
 3. 「保険業法」第4条第1項各号による保険に加入して納付した保険料及びその他、大統領令で定める資料又は、情報（以下“保険情報”という）
- ④第1項により受給権者等が給与を申請する場合、社会福祉専門担当公務員は申請した者が給与に関する情報の不足等で不利な立場に置かれるように、受給権者の選定基準、給与の内容及び申請方法等をわかりやすく説明しなければならない。〈新設2016年2月3日〉
- ⑤市長・郡長・区庁長は、申請者に対し、給与の申請の撤回や放棄を誘導する行為をしてはならない。〈新設2016年2月3日〉
- ⑥第1項及び第2項による給与の申請方法及び手続きなどに関して必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正2016年2月3日〉

- ⑦第3項による同意の方法・手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。〈改正2016年2月3日〉

[全文改正2012年2月1日]

第22条（申請による調査）

- ①市長・郡長・区庁長は第21条による給与申請がある場合には、社会福祉専門担当公務員に、給与の決定及び実施等に必要な次の各号の事項を調査させ、受給権者に保障機関が指定する医療機関で検診を受けさせることができる。〈改正2014年12月30日〉
1. 扶養義務者の有無及び扶養能力等扶養義務者に関連する事項
 2. 受給権者及び扶養義務者の所得・財産に関する事項
 3. 受給権者の勤労能力、就業状態、自活欲求等第28条による自活支援計画樹立に必要な事項
 4. その他、受給権者の健康状態、世帯特性等生活実態に関する事項
- ②市長・郡長・区庁長は第1項により申請した受給権者又は、その扶養義務者の所得、財産及び健康状態等を確認するために必要な資料の確保が困難な場合、保健福祉部令で定めるところにより、受給権者又は、扶養義務者に必要な資料の提出を求めることができる。〈改正2014年12月30日〉
- ③市長・郡長・区庁長は給与の決定または、実施等のために、必要な場合には第1項各号の調査を関係機関に委嘱するか、若しくは受給権者又は、その扶養義務者の雇用主、その他の関係者に関係資料の提出を要請することができる。〈改正2014年12月30日〉
- ④保障機関が第1項各号の調査をするために金融・国税・地方税・土地・建物・自動車・健康保険・国民年金・雇用保険・出入国・兵務・矯正等関連コンピュータ・ネットワーク又は、資料を利用しようとする場合には、関係機関の長に協力を要請することができる。この場合、

関係機関の長は正当な理由がなければ、協力しなければならない。

〈改正2017年12月12日〉

- ⑤第1項により調査を行う社会福祉担当公務員は、その権限を表示する証票及び調査期間、調査範囲、調査担当者、関係法令等保健福祉部令で定める事項が記載された書類を持ってこれを関係者に示さなければならない。〈改正2016年2月3日〉
- ⑥保障機関の公務員又は、公務員であった者は第1項から第4項までの規定により得た情報と資料を、この法律が定めた保障目的以外に他の用途で使用するか、若しくは他の者又は、機関に提供してはならない。
- ⑦保障機関は、第1項から第4項までの規定による調査結果の台帳を作成し、具備しておかなければならず、その他調査に必要な事項は、保健福祉部長官が定める。ただし、コンピュータ情報処理システムによって管理する場合にはコンピュータファイルに代替することができる。
- ⑧保障機関は、受給権者又は、扶養義務者が第1項及び第2項による調査又は、資料提出の求めを2回以上拒否・妨害又は、忌避するか、又は検診指示に従わなければ給与申請を却下することができる。この場合、第29条第2項を準用する。
- ⑨第1項による調査の内容・手続き・方法等に関して、この法律で定める以外の事項は、「行政調査基本法」で定めるところによる。〈新設2016年2月3日〉

[全文改正2012年2月1日]

第23条（確認調査）

- ①市長・郡長・区庁長は受給者及び受給者に対する給与の適正性を確認するために毎年、年間調査計画を樹立して、管轄区域の受給者を対象に、第22条第1項各号の事項を毎年1回以上、定期的に調査しなけれ

ばならないが、特に必要と認める場合には、保障機関が指定する医療機関で、検診を受けさせることができる。ただし、保健福祉部長官が定める事項は、四半期ごとに調査しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

- ②受給者の資料提出、調査の委嘱、関連コンピュータ・ネットワークの利用、その他、確認調査のために必要な事項に関しては、第22条第2項から第7項までの規定を準用する。
- ③保障機関は受給者又は、扶養義務者が第1項による調査や第2項により準用される第22条第2項による資料提出の求めを2回以上拒否・妨害又は、忌避するか、又は検診指示に従わなければ受給者に対する給与決定を取り消すか、若しくは給与を停止又は中止することができる。この場合、第29条第2項を準用する。

[全文改正2012年2月1日]

第23条の2（金融情報などの提供）

- ①保健福祉部長官は、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条第1項並びに信用情報の利用及び保護に関する法律第32条第1項の規定にかかわらず、受給権者とその扶養義務者が、第21条第3項により提出した同意書面を電子形態に代えた文書により、金融機関等（「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第2条第1号による金融会社等、「信用情報の利用及び保護に関する法律」第25条による信用情報集中機関をいう。以下同じ）の長に金融情報・信用情報又は保険情報（以下“金融情報等”という）の提供を要請することができる。
- ②保健福祉部長官は第23条による確認調査のために必要と認める場合「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条第1項と「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条第1項にかかわらず、大統領令で定める基準により人的事項を記載した文書又は、情報通信ネット

ワークで金融機関などの長に受給者と扶養義務者の金融情報等を提供するように要請することができる。

- ③第1項及び第2項により金融情報などの提供を要請された金融機関などの長は「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条と「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条にかかわらず、名義人の金融情報などを提供しなければならない。
- ④第3項により金融情報などを提供した金融機関などの長は、金融情報などの提供事実を名義人に通知しなければならない。ただし、名義人が同意した場合には「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条の2第1項と「信用情報の利用及び保護に関する法律」第35条にかかわらず、通知しないこともある。
- ⑤第1項から第3項までの規定による金融情報などの提供要請及び提供は「情報通信ネットワーク利用促進及び情報保護などに関する法律」第2条第1項第1号による情報通信ネットワークを利用しなければならない。ただし、情報通信ネットワークの損傷等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ⑥第1項から第3項までの規定による業務に従事し、又は従事していた者は、業務上、取得した金融情報等を、この法律で定めた目的以外の他の用途に使用し、又は他者若しくは機関に提供し、又は漏洩してはならない。
- ⑦第1項から第3項までと第5項による金融情報などの提供要請及び提供などに必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正2012年2月1日]

第24条（次上位階層に対する調査）

- ①市長・郡長・区庁長は給与の種類別受給者選定基準の変更などによって受給権者の範囲が変動することにより次年度、この法律による給与

が必要になると予測される受給権者の規模を調査するために保健福祉部令で定めるところにより次上位階層に対し調査することができる。

〈改正2014年12月30日〉

- ②市長・郡長・区庁長は第1項による調査をしようとする場合、調査対象者の同意を受けなければならない。この場合、調査対象者の同意は次年度の給与申請とみなす。〈改正2014年12月30日〉
- ③調査対象者の資料提出、調査の委嘱、関連コンピュータ・ネットワークの利用、その他に次上位階層に対する調査のために必要な事項に関しては第22条第2項から第7項までの規定を準用する。

[全文改正2012年2月1日]

第25条（調査結果の報告等）

第22条、第23条、第23条の2及び第24条により市長・郡長・区庁長が受給権者、受給者、扶養義務者及び次上位階層を調査した時には保健福祉部令で定めるところにより管轄市・道知事に報告しなければならない。報告を受けた市・道知事はこれを保健福祉部長官及び所管中央行政機関の長に報告しなければならない。市・道知事が調査した時も同様である。〈改正2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

第26条（給与の決定等）

- ①市長・郡長・区庁長は第22条により調査を行った時には、直ちに給与実施の可否と給与の内容を決定しなければならない。〈改正2014年12月30日〉
- ②第24条により次上位階層を調査した市長・郡長・区庁長は第27条第1項のただし書に規定された給与開始日が属する月に、給与実施の可否と給与内容を決定しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

③市長・郡長・区庁長は第1項及び第2項により給与実施の可否と給与内容を決定した時にはその決定の要旨、給与の種類・方法及び給与の開始時期などを書面で受給権者又は、申請者に通知しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

④申請者に対する第3項の通知は第21条による給与の申請日から30日以内に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、申請日から60日以内に通知することができる。この場合、通知書にその理由を具体的に明示しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

1. 扶養義務者の所得・財産などの調査に日数を要する特別な理由がある場合

2. 受給権者又は、扶養義務者が第22条第1項・第2項及び関係法律による調査や資料提出の求めを拒否・妨害又は、忌避する場合

[全文改正2012年2月1日]

[参考] 2020年6月4日施行の改正規定

第26条（給与の決定等）

①市長・郡長・区庁長は第22条により調査を行った時には直ちに給与実施の可否と給与の内容を決定しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

②第24条により次上位階層を調査した市長・郡長・区庁長は第27条第1項のただし書に規定された給与開始日が属する月に給与実施の可否と給与内容を決定しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

③市長・郡長・区庁長は第1項及び第2項により給与実施の可否と給与内容を決定した時にはその決定の要旨（給与の算出根拠を含む）、給与の種類・方法及び給与の開始時期などを書面で受給権者又は、申請者に通知しなければならない。〈改正2014年12月30日、2019年12月3

日)

④申請者に対する第3項の通知は第21条による給与の申請日から30日以内に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には申請日から60日以内に通知することができる。この場合、通知書にその理由を具体的に明示しなければならない。(改正2014年12月30日)

1. 扶養義務者の所得・財産などの調査に日数を要する特別な理由がある場合
2. 受給権者又は、扶養義務者が第22条第1項・第2項及び関係法律による調査や資料提出要求を拒否・妨害又は、忌避する場合

[全文改正2012年2月1日]

[施行日：2020年6月4日] 第26条

第27条（給与の実施等）

①第26条第1項により給与実施及び給与内容が決定された受給者に対する給与は第21条による給与の申請日から開始する。ただし、第6条により保健福祉部長官又は、所管中央行政機関の長が、毎年決定・公表する給与の種類別受給者選定基準の変更によって毎年1月に新たに受給者として決定される者に対する給与は当該年度の1月1日をその給与開始日にする。(改正2014年12月30日)

②市長・郡長・区庁長は第26条第1項による給与実施の可否の決定以前であっても、受給権者に給与を実施すべき緊急な必要性があると認められる時には第7条第1項の各号に規定された給与の一部を実施することができる。(改正2014年12月30日)

[全文改正2012年2月1日]

第27条の2（給与の支給方法等）

- ①保障機関が給与を金銭で支給する時には受給者の申請により受給者名義の指定された口座（以下“給与受給口座”という）に入金しなければならない。ただし、情報通信障害やその他、大統領令で定めるやむを得ない理由で給与受給口座に振替ができない時には大統領令で定めるところにより給与を支給することができる。
- ②給与受給口座の該当金融機関は、この法律による給与と第4条第4項により地方自治体が実施する給与のみが給与受給口座に入金されるように管理しなければならない。（改正2018年12月11日）
- ③第1項による口座入金や現金支給等の方法・手続きと第2項による給与受給口座の管理に必要な事項は大統領令で定める。

[本条新設2011年6月7日]

第27条の3（給与の代理受領等）

- ①保障機関は受給者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第27条の2第1項の条文にかかわらず、受給者又は、後見人の同意を受けて、給与を受給者の配偶者、直系血族又は、3親等以内の傍系血族（以下“配偶者など”という）名義の口座に入金することができる。
 1. 被成年後見人である場合
 2. 債務不履行で金銭債権が差し押さえられた場合
 3. その他、大統領令で定める理由で本人名義の口座を開設することが困難な場合
- ②第1項により配偶者等の名義の口座に給与を支給しようとする保障機関は、あらかじめその理由、入金する給与の使用目的及び他の用途の使用禁止等に関する事項を配偶者等に知らせなければならない。
- ③第1項により給与を支給された配偶者などは該当給与を目的以外の用途で使用してはならない。
- ④第1項による配偶者等に対する給与支給手続き及び方法などに必要な

事項は大統領令で定める。

[本条新設2019年4月23日]

第28条（自活支援計画の樹立）

- ①市長・郡長・区庁長は受給者の自活を体系的に支援するために保健福祉部長官が定めるところにより第22条、第23条、第23条の2及び第24条による調査結果を考慮して受給者世帯別に、自活支援計画を樹立して、これにより、この法律による給与を実施しなければならない。

〈改正2014年12月30日〉

- ②保障機関は受給者の自活のために、必要な場合には「社会福祉事業法」など他の法律により保障機関が提供できる給与があるか、又は民間機関などが援助を提供する場合、第1項の自活支援計画により給与を支給し、又は援助と連携することができる。

- ③市長・郡長・区庁長は受給者の自活条件の変化と給与実施結果を定期的に評価して必要な場合、自活支援計画を変更することができる。

〈改正2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

第29条（給与の変更）

- ①保障機関は受給者の所得・財産・勤労能力等が変動した場合には、職権で、又は、受給者やその親族、その他の関係者の申請によって、受給者への給与の種類・方法等を変更することができる。

- ②第1項による給与の変更は書面で、その理由を具体的に明示して受給者に通知しなければならない。

[全文改正2012年2月1日]

〔参考〕2020年6月4日施行の改正規定

第29条（給与の変更）

①保障機関は受給者の所得・財産・勤労能力等が変動した場合には職権で、又は、受給者やその親族、その他の関係者の申請によって、受給者への給与の種類・方法等を変更することができる。

②第1項による給与の変更は算出根拠等の理由を具体的に明示して書面で受給者に通知しなければならない。〈改正2019年12月3日。〉

〔全文改正2012年2月1日〕

〔施行日：2020年6月4日〕第29条

第30条（給与の中止等）

①保障機関は受給者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には給与の全部または、一部を中止しなければならない。

1. 受給者に対する給与の全部又は、一部が必要ではなくなった場合
2. 受給者が給与の全部又は、一部を拒否した場合

②勤労能力がある受給者が第9条第5項の条件を履行しない場合、条件を履行する時まで第7条第2項にかかわらず、勤労能力がある受給者本人の生計給与の全部又は、一部を支給しないことがある。

③第1項及び第2項による給与の中止などに関しては第29条第2項を準用する。

〔全文改正2012年2月1日〕

第31条（聴聞）

保障機関は第16条第3項により地域自活センターの指定を取り消そうとする場合及び第23条第3項により給与の決定を取り消そうとする場合には、聴聞を行わなければならない。

〔全文改正2012年2月1日〕

第5章 保障施設

第32条（保障施設）

この法律で“保障施設”とは第7条に規定された給与を実施する「社会福祉事業法」による社会福祉施設であって、次の各号の施設のうち、保健福祉部令で定める施設をいう。

（改正2014年12月30日、2016年5月29日）

1. 「障害者福祉法」第58条第1項第1号の障害者居住施設
2. 「老人福祉法」第32条第1項の老人住居福祉施設及び同法第34条第1項の老人医療福祉施設
3. 「児童福祉法」第52条第1項及び第2項による児童福祉施設及び統合施設
4. 「精神健康増進及び精神疾患患者福祉サービス支援に関する法律」第22条による精神療養施設及び同法第26条による精神社会復帰施設
5. 「野宿者等の福祉及び自立支援に関する法律」第16条第1項第3号及び第4号の野宿者社会復帰施設及び野宿者療養施設
6. 「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第7条による家庭暴力被害者保護施設
7. 「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」第9条第1項による性売買被害者などの支援施設
8. 「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第12条による性暴力被害者保護施設
9. 「ひとり親家族支援法」第19条第1項のひとり親家族福祉施設
10. 「社会福祉事業法」第2条第4号の社会福祉施設のうち、結核及びハンセン病療養施設
11. その他、保健福祉部令で定める施設

[全文改正2012年2月1日]

第33条（保障施設の長の義務）

- ①保障施設の長は保障機関から受給者に対する給与を委託された場合には正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- ②保障施設の長は委託された受給者に保健福祉部長官及び所管中央行政機関の長が定める最低基準以上の給与を実施しなければならない。
〈改正2014年12月30日〉
- ③保障施設の長は委託された受給者に給与を実施する時、性別・信仰または、社会的身分等を理由に差別待遇をしてはならない。
- ④保障施設の長は委託された受給者に給与を実施する時、受給者の自由な生活を保障しなければならない。
- ⑤保障施設の長は委託された受給者に宗教上の行為を強制してはならない。

[全文改正2012年2月1日]

第6章 受給者の権利と義務

第34条（給与変更の禁止）

受給者に対する給与は正当な理由なしに受給者に不利に変更することができない。

[全文改正2012年2月1日]

第35条（差し押さえ禁止）

- ①受給者に支給された受給品（第4条第4項により地方自治体が実施する給与を含む）及びこれを受ける権利は差し押さえることはできない。
〈改正2011年6月7日、2018年12月11日〉

- ②第27条の2第1項により指定された給与受給口座の預金に関する債権は差し押さえることはできない。〈新設2011年6月7日〉

第36条（譲渡禁止）

受給者は給与を受ける権利を他人に譲渡することができない。

第37条（申告の義務）

受給者は居住地域、世帯の構成又は、賃貸借契約内容が変更し、又は第22条第1項各号の事項が著しく変更した時には、直ちに管轄保障機関に申告しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

〔全文改正2012年2月1日〕

第7章 異議申請

第38条（市・道知事に対する異議申請）

- ①受給者又は給与若しくは給与変更を申請した人は、市長・郡長・区庁長（第7条第1項第4号の教育給与である場合には市・道教育監をいう）の処分に対して異議がある場合にはその決定の通知を受けた日から90日以内に該当保障機関を経て、市・道知事（特別自治市長・特別自治道知事及び市・道教育監の処分に異議がある場合には該当特別自治市長・特別自治道知事及び市・道教育監に行う）に書面又は、口頭で異議を申請することができる。この場合、口頭で異議申請を受け付けた保障機関の公務員は異議申請書を作成できるように協力しなければならない。〈改正2014年12月30日、2017年12月12日〉

- ②第1項による異議申請を受けた市長・郡長・区庁長は、10日以内に意見書と関係書類を添付して市・道知事に送らなければならない。

〔全文改正2012年2月1日〕

第39条（市・道知事の処分等）

- ①市・道知事が第38条第2項により市長・郡長・区庁長から異議申請書を受けた時（特別自治市長・特別自治道知事及び市・道教育監の場合には、直接異議申請を受けた時をいう）には30日以内に必要の審査を行い、異議申請を却下若しくは棄却するか、該当処分を変更又は取り消し、その他必要な給与を命じなければならない。〈改正2014年12月30日〉
- ②市・道知事は第1項による処分等を行った時には直ちに申請人と該当市長・郡長・区庁長にそれぞれ書面で通知しなければならない。

[全文改正2012年2月1日]

第40条（保健福祉部長官等に対する異議申請）

- ①第39条による処分等について異議のある者は、その処分等の通知を受けた日から90日以内に市・道知事を経て保健福祉部長官（第7条第1項第2号又は第4号の住居給与又は教育給与の場合には、所管の中央行政機関の長に行うが、保健福祉部長官に行った異議申請は、所管の中央行政機関の長に行ったものとみなす）に書面又は口頭で異議を申請することができる。この場合、口頭で異議申請を受け付けた保障機関の公務員は異議申請書を作成できるように協力しなければならない。〈改正2014年12月30日、2017年12月12日〉
- ②市・道知事は第1項による異議申請を受けた場合、10日以内に意見書と関係書類を添付して保健福祉部長官又は、所管中央行政機関の長（第7条第1項第2号又は、第4号の住居給与又は、教育給与である場合に限る）に送らなければならない。〈改正2014年12月30日〉
- ③第1項及び第2項に規定された事項以外の異議申請の方法等は大統領令で定める。〈新設2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

[条文見出し改正2014年12月30日]

第41条（異議申請の決定及び通知）

- ①保健福祉部長官又は、所管中央行政機関の長は第40条第2項により異議申請書を受けた時には30日以内に必要な審査を行い、異議申請を却下若しくは、棄却するか、該当処分の変更又は、取り消しの決定を行わなければならない。〈改正2014年12月30日〉
- ②保健福祉部長官又は、所管中央行政機関の長は第1項による決定を行った時には直ちに市・道知事及び申請人にそれぞれ書面で決定内容を通知しなければならない。この場合、所管中央行政機関の長が決定内容を通知する時には、その事実を保健福祉部長官に通知しなければならない。〈改正2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

[条文見出し改正2014年12月30日]

第8章 保障費用

第42条（保障費用）

この法律で“保障費用”とは、次の各号の費用をいう。〈改正2014年12月30日、2019年1月15日〉

1. この法律による保障業務に要する人件費と事務費
2. 第20条による生活保障委員会の運営に要する費用
3. 第8条、第11条、第12条、第12条の3、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の10及び第16条から第18条までの規定による給与実施費用
4. その他、この法律による保障業務に要する費用

[全文改正2012年2月1日]

第43条（保障費用の負担区分）

①保障費用の負担は次の各号の区分による。（改正2014年12月30日）

1. 国、又は、市・道が直接遂行する保障業務に要する費用は国、又は、該当市・道が負担する。
2. 第19条第2項による給与の実施費用は国、又は、該当市・道が負担する。
3. 市・郡・区が遂行する保障業務に要する費用のうち、第42条第1号及び第2号の費用は該当市・郡・区が負担する。
4. 市・郡・区が遂行する保障業務に要する費用のうち、第42条第3号及び第4号の費用（以下、この号で“市・郡・区保障費用”という）は市・郡・区の財政条件、社会保障費支出などを考慮して国、市・道及び市・郡・区が次の各目により差を設けて分担する。
 - カ. 国は、市・郡・区保障費用の総額のうち100分の40以上100分の90以下を負担する。
 - ナ. 市・道は市・郡・区保障費用の総額からカ目の国負担分を除外した金額のうち100分の30以上100分の70以下を負担して、市・郡・区は、市・郡・区保障費用の総額のうちで、国と市・道が負担する金額を除外した金額を負担する。ただし、特別自治市・特別自治道は市・郡・区保障費用の総額のうちで国が負担する金額を除外した金額を負担する。

②国は毎年、この法律による保障費用のうち国負担予定合計額をそれぞれ補助金として支給して、その過不足金額は精算して、追加で支給するか、又は返納させる。

③市・道は毎年、市・郡・区に対して第2項による国の補助金に、第1項第4号による市・道の負担予定額を合わせて補助金として支給し、その過不足金額は、精算して追加で支給するか、又は返納させる。

④第2項及び第3項による補助金の算出及び精算方法などに関して必要

な事項は大統領令で定める。

- ⑤地方自治体の条例により、この法律による給与範囲及び水準を超過して給与を実施する場合、その超過保障費用は、該当地方自治体が負担する。

[全文改正2012年 2月 1日]

第43条の2（教育給与保障費用負担の特例）

第43条第1項にかかわらず、第12条及び第12条の2により市・道教育監が遂行する保障業務に要する費用は次の各号により差を設けて分担する。

1. 所得認定額が基準中位所得の100分の40以上である受給者に対する入学金及び授業料の支援は「初・中等教育法」第60条の4による。
2. 所得認定額が基準中位所得の100分の40以上である受給者に対する学用品費とその他の受給品は国、市・道、市・郡・区が負担して、具体的な負担比率に関する事項は第43条第1項第4号各目による。
3. 所得認定額が基準中位所得の100分の40未満の受給者に対する保障費用は国、市・道、市・郡・区が第43条第1項第4号各目により負担するが、第12条の2により追加的に適用される基準による受給者に対する入学金及び授業料の支援は「初・中等教育法」第60条の4による。

[本条新設2014年12月30日]

第44条削除〈2006年12月28日〉

第45条（遺留金品の処分）

第14条による葬祭給与を実施する場合に、死亡者に扶養義務者がいない

時には、市長・郡長・区庁長は、死亡者が遺留した金銭又は、有価証券で、その費用に充当して、その不足額は遺留物品の売却代金から充当することができる。(改正2014年12月30日)

[全文改正2012年2月1日]

第46条 (費用の徴収)

- ①受給者に、扶養能力を持った扶養義務者がいることが確認された場合には、保障費用を支給した保障機関は、第20条による生活保障委員会の審議・議決を経て、その費用の全部又は、一部をその扶養義務者から扶養義務の範囲で、徴収することができる。
- ②詭計及び、その他の不正な方法で給与を受け、又は他人に給与を受けさせた場合には、保障費用を支給した保障機関はその費用の全部又は、一部をその給与を受けた者又は、給与を受けさせた者（以下“不正受給者”という）から徴収することができる。
- ③第1項又は、第2項により徴収する金額はそれぞれ扶養義務者又は、不正受給者に通知して徴収し、扶養義務者又は、不正受給者がこれに對し応じない場合、国税又は、地方税滞納処分の例により徴収する。

[全文改正2012年2月1日]

第47条 (返還命令)

- ①保障機関は給与の変更又は、給与の停止・中止により受給者にすでに支給した受給品のうち、過剰支給分が発生した場合には、直ちに受給者に対し、その全部または、一部の返還を命じなければならない。ただし、すでにこれを消費するか、又はその他、受給者にやむをえない理由がある時にはその返還を免除することができる。
- ②第27条第2項により市長・郡長・区庁長が緊急給与を実施したが、調査結果により給与を実施しないことに決定した場合、給与費用の返還

を命じることができる。〈改正2014年12月30日〉

[全文改正2012年2月1日]

第9章 罰則〈改正2012年2月1日〉

第48条（罰則）

①第23条の2第6項に違反して、金融情報等を使用・提供又は、漏洩した者は5年以下の懲役又は、5千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2017年9月19日〉

②第22条第6項（第23条第2項で準用する場合を含む）に違反して情報又は、資料を使用したり、又は提供した者は3年以下の懲役又は、3千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2017年9月19日〉

1. 削除〈2017年9月19日〉

2. 削除〈2017年9月19日〉

[全文改正2012年2月1日]

第49条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は1年以下の懲役、1千万ウォン以下の罰金、拘留又は、過料に処する。〈改正2014年12月30日、2019年4月23日〉

1. 虚偽やその他の不正な方法で給与を受け、又は他の人に給与を受けさせた者

2. 第27条の3第3項に違反して支給された給与を目的以外の用途で使用した者

[全文改正2012年2月1日]

第49条の2（罰則）

（龍法 '20）53-1, 352（352）

第15条の8に違反して、職務上知り得た秘密を漏洩し、又は他の用途に使用した者は1年以下の懲役又は、1千万ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設2019年1月15日]

第50条（罰則）

第33条第1項又は、第5項に違反して受給者の給与委託を正当な理由なしに拒否した者や宗教上の行為を強制した者は300万ウォン以下の罰金、拘留又は、過料に処する。

[全文改正2012年2月1日]

第51条（両罰規定）

法人の代表者や法人又は、個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人又は、個人の業務に関して第48条又は、第49条の違反行為をした時は、その行為者を罰する他、その法人又は、個人にも各該当条文の罰金又は、科料の刑を科する。ただし、法人又は、個人が、その違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を払ったと認められる場合には、この限りではない。

[全文改正2012年2月1日]

付則〈法律第16734号、2019年12月3日〉

この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

注) 条文は、韓国法制処のホームページから入手した (<http://www.law.go.kr/LSW//main.html>) から入手した (最終閲覧2020年5月12日)。